

# 教 育 研 究 業 績 書

2022 年 3 月 31 日

氏名 田中 秀生 印

研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
社会思想、哲学、フランス地域文化研究、社会学		ルソー、18 世紀ヨーロッパ、フランス、社会理論		
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書、教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他 ・ 補助業務		平成5年4月～平成6年3月	東京大学教養学部外国語教室（フランス科）における雑務の補助（図書・資料の整理など）	
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 資格、免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他 1 所属学会における学会賞候補論文の査読員		令和2年9月	日本フランス語フランス文学会における2020年度の学会奨励賞の選考過程のなかでの、一候補論文が受賞に値するか否かの査読。	
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概 要
(著書) 1 危機に対峙する思考	共著	平成28年1月	粹出版社	日本学術振興会科学研究費助成給付(2013-15年度基盤研究(B))「ポスト3・11的危機からみる<理性><欲求><市民社会>の再審」課題番号:25284021)の成果物として編集された論文集。 担当部分:第二篇・第一章「政治体とルソー的<中間>」、概略:ルソーの著作『不平等起源論』『エミール』『告白』などに見られる特徴的な記述および論理構造からルソー的<中間>と呼称す

				べきものを抽出し、その内容に基づき『社会契約論』における「社会契約」概念およびその根幹部に存在する「法」の特異な性質とその意味を分析した。
(学術論文)				
1 ジャン=ジャック・ルソー における“法”と“自然”	单著	平成7年3月	東京大学大学院総合文化 研究科(修士論文)	ルソー作品に様々な形態で出現する“不法”という問題から、ルソーの感性と思想の根幹を洞察しようと企図した論文である。まず、教育学的著作である『エミール』を題材に、法の外部者としての「子ども」=「自然人」の位相を、所有という経済的契機および禁止という法的契機の両面から検証し、それに基づいて、自伝『告白』における不法行為の文学的記述が、自然から社会への象徴的な抵抗と自然回帰の思想を包含していることを論証し、更に、こうした法(社会)と自然の乖離した状態を解決すべく著された『不平等起源論』と『社会契約論』を題材に、自然からの法の直接的導出の過程を分析した。
2 <i>De la recherche de la « vérité » chez Jean-Jacques Rousseau</i>	单著	平成9年9月	パリ第7大学大学院博士 第三課程テキストと資料 の科学科(DEA論文)	ルソーの思想的営為のすべては、「真理 vérité」を明るみに出す、という一点に収斂するものであったと言える。三期に分類されるその著述活動において、前期『学問芸術論』『不平等起源論』では既存の諸理論が孕む虚偽の批判、中期『エミール』『新エロイズ』『社会契約論』では人間社会における共同性の現実と理念、後期『告白』『対話』『夢想』では自己の感情と人格を通じた人間存在の真理の探究、をそれぞれ目的としていた。本論文では、真理の認識に関するルソーの方法論に論究対象を限定し、真理の感受を阻害する外的および内的障害の抽出、自然としての外的事物への完全な受動性による生の次元での一体化の記述の分析などを行うことによって、人間的要素を拒斥するルソー的「真理」概念の特質を明らかにした。
3 ルソー『社会契約論』 における“自分自身の主人” と“譲渡”	单著	平成11年3月	『年報 地域文化研究』第 2号、89-104頁	ルソーにおいて共同性一般に関する理論の最も純粋な表現は、後に世界史的な意味も持つことになった『社会契約論』という著作に見ることができる。そ

<p>4 『エミール』における教育の一特徴について—ルソー的徳の美学的的方法（Ⅰ）—</p>	<p>単著</p>	<p>平成18年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第24号、39-54頁</p>	<p>ここで展開される独自の「社会契約」概念において要点として示されているのは、自己の「譲渡」であるが、自己を譲渡するためには自己を対象化し所有していることが前提条件である。この自己対象化と自己所有という極めて近代的な自己様態に基づく契約条件を、ルソーは古典古代の西欧思想より存在した「自分自身の主人」という概念に新たな内容を盛り込むことで表現しており、この論点については従来その意義が言及されていなかった。本論文は、この概念の内容を、占有／所有の区別、自由の質的区別、感性的水準における自己変容の問題、等と関係づけることによって明確化したものである。</p> <p>ルソーの社会理論において、最大の要諦となっているのは「徳（美德） vertu」の問題であることは異論のないところであり、これがその民主制（共和制）理論の土台をなすことは明らかである。ルソーにあってこの徳は、美学化、即ち感性化=身体化=無意識化されたものでなければ「徳」とは呼称されない。本論文では、こうしたルソーにおける美学化された徳というテーマに関係する箇所のうち、教育学的著作である『エミール』を題材に、その議論の前提となる部分、即ち概念化された「子ども」および「教師」という形象に込められた内容の分析、またそれに基づいた「第二編」中の「そら豆」の挿話と「徳の訓戒」の対話のテキストの分析を行い、これらを通じて、徳の美学化には徳の内容の言語による意識化が極めて大きな障害となる、というルソーの主張とそれに付随する問題点を考察した。</p>
<p>5 ルソーにおける「最初の約束」の成立様式について</p>	<p>単著</p>	<p>平成19年3月</p>	<p>『現代社会学理論研究』第1号、100-114頁</p>	<p>社会学の根本問題の一つとされる所謂“ホップズ問題”に関係する議論を、ルソーは“法の遵守を請け負う法”をその内容とする「最初の約束」の成立機序に注目することによって展開しており、分析的に法の根拠に遡行するその手続きの中に、ルソー解釈（ルソー的社会契約論の内実およびルソーの究極的な共同体観）に関する極めて重要な諸論点</p>

<p>6 社会契約の基底と秩序問題—ルソー的徳の美学的方法 (Ⅱ) —</p>	<p>单著</p>	<p>平成19年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第26号、49-63頁</p>	<p>が含まれている。本論文では、利己的(意識的)行為としての「社会契約」の締結当事者の前意識的次元に「最初の約束」と呼称される更に基底的な共同化が事実として先行しているという思想を、「最初の約束」が成立する際の循環性の記述から読解し、その循環性を脱するために、個人性が発生する以前の徳の領域に必然的に突出するルソーの論理的探究の過程を論究した。</p> <p>社会契約論は原子的個人を基本単位とし、それらの利己的振舞いから社会および国家の設立を説明する論理であり、ルソーも主要著作として『社会契約論』を著したが、これは未だ解明されるべき論点が残されている難解な著作である。また、この学説は後の20世紀になり、その問題設定によって社会学における秩序問題と深く関係することになった。本論文は、『社会契約論』において「社会契約」と「最初の約束」は区別され、後者が前者に先行しつつその基礎になっているという仮説の論証、および、それに基づいた「最初の約束」の成立様式の特徴の析出とその意味の解明を試みた。</p>
<p>7 ルソーにおける「信憑」の意味について—ルソー的徳の美学的方法 (Ⅲ) —</p>	<p>单著</p>	<p>平成20年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第27号、97-105頁</p>	<p>ルソーの自伝的記述(とりわけ『マルゼルブ租税院長官への四通の手紙』)の中にルソー本人が「靈感 inspiration」によって真理を受け取ることを主題とした挿話があるが、ルソーの社会理論の内容に鑑みると、この挿話で語られた内容がその社会理論の基礎に接続していることは明らかであり、その社会理論の真意を理解するための重要な手がかりとなる。本論文では、この問題の全体に関係する「信憑 persuasion」という主題を取り上げ、徳の内面化(身体化)によって成立する美学的な真のルソー的社会体の核心に信憑という問題がいかに関係しているかを考察した。その際の要諦は、靈感による真理の信憑が&lt;身体&gt;という場の現象であり、こうした真理と体験者ジャン=ジャックの関係と特異な人物形象の造形によって語られる思想家ルソーの社会理論</p>

<p>8 不法行為に託されたもの(一)ールソー『告白』「第一巻」「第二巻」における&lt;盗み&gt;の挿話のテキスト分析ー</p>	<p>単著</p>	<p>平成21年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第28号、97-107頁</p>	<p>の内容との間にアナロジーの関係が存在するという点である。</p> <p>ルソーの自伝作品『告白』には、ルソー自身の過去の悪徳の数々が記述されているが、特に読者の注意を惹くのは、子ども時代を描いた巻において盗みのエピソードが数度回想されている事実である。ルソーによるこれらの挿話のディスクールは、自伝という形式の借り受けによるところのある種の思想の表明と考へうる。本稿は「第二巻」に現れるリボン盗みの挿話とそれに関係する周辺部分のテキスト分析を試み、主として盗みが発生する舞台としての共同体とそこを統制している法の性格を精査することを通じて、ルソー思想の基本的構えとしての自然／社会の枠組みに接続する内容をそこから析出することを試みた。</p>
<p>9 不法行為に託されたもの(二)ールソー『告白』「第一巻」「第二巻」における&lt;盗み&gt;の挿話のテキスト分析ー</p>	<p>単著</p>	<p>平成23年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第30号、97-103頁</p>	<p>ルソーの自伝作品『告白』には、ルソー自身の過去の悪徳の数々が記述されているが、特に読者の注意を惹くのは、子ども時代を描いた巻において盗みのエピソードが数度回想されている事実である。ルソーによるこれらの挿話のディスクールは、自伝という形式の借り受けによるところのある種の思想の表明と考へうる。本稿は「第一巻」に叙述された「櫛」挿話と「リンゴ」挿話の間に観察される同一性と対称性の分析から、社会の反転としての自然の表現のされ方の特徴を把握し、ルソー思想の基本的構えとしての自然／社会の枠組みに接続する内容をそこから析出することを試みた。</p>
<p>10 『エミール』における&lt;中間&gt;の主題についてールソー的徳の美学的方法(IV)ー</p>	<p>単著</p>	<p>平成23年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第30号、105-113頁</p>	<p>ルソーの著作には、対象が三分され(多くは時系列が織り込まれた形で)、その中間部分(中間状態、中間項、中間期、等)が、その前後の部分それぞれの善きものの保存と悪きものの廃棄によって価値あるものとしての属性を帯び、多くの場合、理想的なものにまで高められる、というパタンが観察される。人間の教育がテーマとされた作品『エミール』においても、個人の成長過程の中</p>

<p>11 不法行為に託されたもの(三) —ルソー『告白』「第一巻」「第二巻」における〈盗み〉の挿話のテキスト分析—</p>	<p>単著</p>	<p>平成24年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第31号、117-124頁</p>	<p>に「美しい幼年期」の「できあがった子ども」という独特の形象が造形されており、このルソー的〈中間〉と見做しうるものが出現し、自然状態の子どもとも完成された大人とも質的に区別された、一つの完結した理想状態が表現されている。本稿では、この『エミール』における〈中間〉性について、その内容の概略を呈示し、またその内容の政治思想における意味を敷衍して検討した。</p> <p>ルソーの自伝作品『告白』には、ルソー自身の過去の悪徳の数々が記述されているが、特に読者の注意を惹くのは、子ども時代を描いた巻において盗みのエピソードが数度回想されている事実である。ルソーによるこれらの挿話のディスクールは、自伝という形式の借り受けによるところのある種の思想の表明と考へる。本稿は前々稿・前稿を承け、「盗み」およびそこに関係する要素としての「金銭」「些末な物」「くすね」「読書」に関する記述から、ルソー的“不法”が本質的に意味しているものを総体的に明らかにし、ルソー思想の基本的構えとしての自然／社会の枠組みに接続する内容をそこから析出することを試みた。</p>
<p>12 〈問い〉に値するもの—初期柄谷行人の主題について—</p>	<p>単著</p>	<p>平成26年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第33号、57-66頁</p>	<p>柄谷行人の仕事は、初期の文芸批評から形式化および外部性の問題へ、そして2000年前後からの現実へのコミットメントへ、といくつかの転回を経ているが、その核となっているものは重心を移動させつつ連続していると思われる。本稿では、この核につながる一つの主題、即ち、本性的に欺瞞的ではかありえない〈意識〉に対し真正なる違和を突きつけるものとしての〈存在〉の次元を見定める、という視角の内容と意味について、主に初期の批評作品および当時に関する証言等を題材に照明を試みた。</p>
<p>13 政治体の成立とルソー的〈中間〉—社会契約における「法」の「強固さ」に</p>	<p>単著</p>	<p>平成27年3月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第34号、67-75頁</p>	<p>ルソーの著作には、対象が三分され、その中間部分(中間状態、中間項、中間期、等)が、その前後の部分それぞれの善き</p>

<p>ついてー</p>				<p>ものの保存と悪しきものの廃棄によって価値あるものとしての属性を帯び、多くの場合、理想的なものにまで高められる、というパターンが観察される。法および政治の視点から理想的な共同性が模索された諸作品においても、政治体の成立に関する論理展開のなかに、このルソー的&lt;中間&gt;と見做しうる要素が存在している。本稿は、『社会契約論』を中心とした政治理論の記述のなかに見られる&lt;中間&gt;性について、その内容を検討し、それがルソーの理論構成において果たしている機能を明らかにすることを試みた。より広い文脈においては、人間（人為・社会・文化）の断罪者、自然の賛美者としてのルソーにおいて、“人間の自然”および“自然な社会”という独特の領分に関するこの著作家の思想を解明する一つの試みとして位置づけられるものである。</p>
<p>14 『社会契約論(ジュネーヴ草稿)』「第一篇・第二章」で準備されたもの—ルソー的&lt;中間&gt;にもとづく一分析—</p>	<p>単著</p>	<p>平成28年3月</p>	<p>『言語文化研究』第22号、13-25頁</p>	<p>『社会契約論』決定稿における「社会契約」概念というルソー的&lt;中間&gt;がその能動主として持つ「完成された人為」の人為性を準備するために、それに先立つ同書の「ジュネーヴ草稿」の「第一篇・第二章」ではあえて、本来トレードオフ関係の解消を担うものであったはずのルソー的&lt;中間&gt;が姿を現していないことを論証した。この人為性の確保により、『不平等起源論』などで黄金期として表象されていたにすぎなかった自然的&lt;中間&gt;を仮構することなく、逆説的に“自然な”社会という&lt;中間&gt;が生じる。</p>
<p>15 ルソーの政治思想における&lt;教育&gt;の特質について</p>	<p>単著</p>	<p>平成30年11月</p>	<p>『言語文化研究』第24号、41-54頁</p>	<p>ルソーの描く理想的共同体は、個々人の思想・価値観・意志・欲望の次元における真理＝自然を根幹としており、それは広義の&lt;教育&gt;の問題圏として語られている。しかしながら自然＝物理を離れ人間および社会の領域が問われる場面で、その&lt;教育&gt;には人間の恣意が入り込み自然性を損なわせる様々の危険が孕まれる。本稿ではこの点に関し、ルソーは「法」をめぐる思想において、いかにして自然そのものから法の内容を導出しそれに則った共同性を</p>

<p>16 ルソー『社会契約論』における「自然人」の＜変化＞とその原因の特徴について</p>	<p>単著</p>	<p>令和1年11月</p>	<p>『言語文化研究』第25号、17-28頁</p>	<p>構想しているかということ、『エミール』『告白』『新エロイズ』などの記述を参照しつつ論証した。</p> <p>ルソーの思想世界において、善き共同体の成立は善き構成員すなわち“自然な社会人”というルソー的＜中間＞の性格を具備した形象の成立にひとしい。その意味ではルソー思想においてもっとも重要な意味をもつのは、「自然人」が広義の＜教育＞の作用を受け、いかに“自然な社会人”へと＜変化＞するのか、という論点である。本論文は、主に『社会契約論』の記述を対象とし、「社会契約」と「立法」という二つの場面における＜変化＞の原因すなわち＜教育＞主体の特徴およびその作用の特徴を考察した。</p>
<p>(その他)</p> <p>1 公民科教育法における「権威」概念—デュルケム『道徳教育論』について— (研究資料)</p> <p>2 算数・数学、世界の教科書で見る比較文化—フランス編— (雑誌記事)</p> <p>3 諸悪の根源としての同族経営 (研究会発表)</p>	<p>単著</p> <p>単著</p> <p>共同</p>	<p>平成15年12月</p> <p>平成16年6月</p> <p>平成24年8月</p>	<p>『太成学院大学紀要』第23号</p> <p>『Math Math』第2号</p> <p>第23回全国私立大学教育研究集会</p>	<p>現在の日本の高等学校における教科としての「公民」科は、「現代社会」「倫理」「政治・経済」に下位区分されているが、このいずれにおいても広義の秩序の形成と維持が問題になっている。そこでの本質的な問題は、共同体構成員の従属の対象および従属の際の心的態勢である。本論文は、伝統からの拘束が弱まった結果としてアトムの諸個人の利己的な振舞いが肯定される近代社会において、秩序の支柱となる「権威」がいかに形成され機能するか、という点を、主にデュルケム『道徳教育論』で叙述される社会学的考察に基づき、個人の自由(主体性)の観点から検討したものである。</p> <p>数学雑誌『Math Math』(財団法人日本数学検定協会)における一特集として書かれた、日仏の小学・中学・高校の算数・数学の教科書比較を通じて見られる両国の教育と文化の差異と共通性に関する調査レポート記事。</p> <p>第4セッション「不当解雇・権利侵害・不当労働行為とのたたかい」における、所属大学の現状と問題点の説明と労組としての活動報告、および質疑応答。</p>



<p>4 日本学術振興会科学研究費助成給付（2013-15年度基盤研究（B））「ポスト3・11の危機からみる〈理性〉〈欲求〉〈市民社会〉の再審」（研究代表者：鈴木宗徳（法政大学）、課題番号：25284021）研究分担者</p>	<p>共同</p>	<p>平成25年4月～平成28年3月</p>		<p>本研究は、東日本大震災とそれに伴う原発事故が露呈させたところの、戦後日本社会に巣食いつづけている深い病理を、思想史的側面から分析・把握するために企図されたものである。その際、〈理性〉〈欲求〉〈市民社会〉という概念がもつ両義的な価値について、個別の思想家のテキストに即した分析をおこなうとともに、現代日本の「危機」や「転換」に関する客観的・実証的な把握をおこなう。科学技術文明がひきおこす諸問題について再検討する「Ⅰ. 科学技術的理性と欲求」、民主主義の正当性とその基盤について再検討する「Ⅱ. 市民社会における合意形成と理性」、社会的な連帯と分断／排除の矛盾について再検討する「Ⅲ. 社会空間の分断・排除と共感・連帯」の三つの領域について、〈理性〉〈欲求〉〈市民社会〉という三つの基本概念の意義と本質を再審する。</p>
<p>5 〈自然な社会〉と人為の隠蔽について—『新エロイーズ』におけるルソー的〈中間〉—（研究会発表）</p>	<p>単独</p>	<p>平成27年9月</p>	<p>言語文化研究会</p>	<p>発表者が概念構成したところのルソー的〈中間〉の紹介、およびこれに基づいた『新エロイーズ』「第四部」の「クララン」に関する記述の分析を通じて、個人的傾向（欲望・自発性）と社会的義務（正しさ）とが両立する「美しい魂」たちからなる「社会に生きる自然人」の〈自然な社会〉が持つ〈中間〉性と、それを可能にする条件としての人為の隠蔽が準備する身体（美学）的次元の必要性を報告した。</p>